

## 国立大学法人鹿屋体育大学 Web サイト等運用方針

〔平成21年 1月 7日〕  
〔広 報 室 決 定〕

改正 平成28年11月22日

平成29年11月 6日

令和 2年 8月 5日

### (目的)

第1 国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という）の公式 Web サイト及び組織 Web サイト（以下「公式 Web サイト等」という。）は、本学の情報を広く世間に発信することを目的として運用する。

### (公式 Web サイト等の定義)

第2 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公式 Web サイト <https://www.nifs-k.ac.jp/>をドメインに持つ Web サイトをいう（次号に掲げるものを除く。）。
- (2) 組織 Web サイト 本学における学内共同教育研究施設又はプログラム事業等（以下「各組織等」という。）が制作し、ドメイン nifs-k.ac.jp をもつ Web サイトをいう。

### (管理・運用体制)

第3 公式 Web サイトの管理・運用に関する総括的事務は広報室が担い、各ページの事務は別表1のとおりとする。

- 2 組織 Web サイトの管理・運用は当該各組織等が担う。
- 3 広報室が公式 Web サイト等において、第4の規定に反すると判断した場合は、当該ページの削除・変更等の処置をとることができる。
- 4 公式 Web サイト等の管理・運用は、スポーツ情報センターの助言・指導のもとに行う。

### (掲載内容)

第4 公式 Web サイト等の内容は、本学の教育・研究活動にふさわしいものであって、適切性及び正確性に配慮したものでなければならない。

- 2 公式 Web サイト等には、次に掲げる情報を掲載してはならない。
  - (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 人権及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 個人又は団体を誹謗中傷するもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 営利を目的とするもの
  - (5) 著作権、肖像権又は著作隣接権等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - (6) 前各号に掲げる情報の情報源へのアクセス方法に関するもの
  - (7) その他本学の広報活動を推進する上で不適切と認められるもの

(その他)

第5 その他、公式 Web サイト等の全学的な管理・運用に関する必要な事項は広報室において決定する。

附 則

1. この要項は平成21年1月7日から施行する。
2. 鹿屋体育大学ホームページに関する基本方針(平成16年6月23日総務委員会決定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成28年11月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年11月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年8月5日から施行する。

#### 別表1 (第3関係)

##### 運用方針第3(管理・運用)の担当者について

ページ等	担 当 者
<ul style="list-style-type: none"><li>・公式 Web サイト全体の構造と階層、トップページに関すること</li><li>・公式 Web サイト掲載用動画の追加・削除の可否に関すること</li></ul>	広報室長
<ul style="list-style-type: none"><li>・各課の所掌する業務に関するコンテンツの追加・削除及び更新に関すること(インフォメーションを含む)</li></ul>	各課長・室長 (広報係は必要に応じて更新作業の補助を行う。)
<ul style="list-style-type: none"><li>・公式 Web サイト掲載用動画の制作</li></ul>	各課長・室長 各施設の長 各プログラム等の責任者 各課外活動団体等の主務等